

次に、別紙1についても記入します。

別紙1

農業生産法人としての事業等の状況（農地法第2条第3項関係）

1 - (1) 事業の種類

区分	農業		左の農業に該当しない事業内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）	牧草	酪農	
権利取得後（予定）	同上	同上	

1 - (2) 売上高（千円）

年度	農業	左の農業に該当しない事業
3年前の年度（実績）	26,000	
前々年度（実績）	27,000	
前年度（実績）	28,000	
申請日の属する年度（実績又は見込み）	29,000	
翌年度（見込み）	30,000	
翌々年度（見込み）	31,000	

注1 「1 - (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50パーセントを超えると認められるものの名称を記載すること。

なお、いずれの農畜産物の粗収益も50パーセントを超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。

2 「1 - (1) 事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ウ 農業生産に必要な資材の製造
- エ 農作業の受託
- オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

3 「1 - (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左の農業に該当しない事業」欄に記載すること。

「3年前の年度（実績）」から「前年度（実績）」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）、「申請日の属する年度（実績又は見込み）」から「翌々年度（見込み）」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

2 構成員すべての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は次のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (m ²)		農業への従事状況 (年 箇月)		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
×× ××	40 30 20	所有権	10,000	12箇月	12箇月	

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

9 / 10

その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間：年12箇月

注1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄にはその承認会社の株主の氏名又は名称を、「議決権の数」欄には株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載すること。

2 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。

3 次の書類を添付すること。

(1) 組合員名簿又は株主名簿の写し

(2) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
(株)	10	販売先

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

1 / 10

注1 (2)の場合にあつては、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付すること。

2 「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載すること。

3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」とは、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律のいずれかに基づく認定をいう。

4 農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。

5 関連事業者が、認定農業者である農業生産法人が作成した農業経営改善計画に従って当該農業生産法人に対し出資している場合には、当該農業生産法人の農業経営改善計画の写しを添付すること。

3 理事、取締役及び業務を執行する役員の状況

(1) 農業（労務管理、市場開拓等を含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況（箇月）			
					農作業への常時従事の有無	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
××××	市××町 ××番地	代表取締役	12箇月	12箇月	有	有

注 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。

その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間：年12箇月

(2) 「農作業への常時従事の有無」欄に有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	←—————→											
その者が農作業に常時従事する期間	←—————→ ←-----→											
その者が農作業に常時従事する年間日数	日											

注1 該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「←—————→」、見込みは「←-----→」で示すこと。

2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

（留意事項）

農業生産法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の各事項について、法人全体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項についても記載すること。

以上で申請書の記入は終わりです。

申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類

を添付することになっています。

農業生産法人が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 法人形態が農事組合法人の場合、組合員名簿の写し
- ・ 法人形態が株式会社の場合、株主名簿の写し
- ・ 投資円滑化法に基づく承認会社が構成員になっている場合、農林水産大臣の承認通知の写しなど承認会社であることを証明する書面及びその会社の株主名簿の写し
- ・ 関連事業者がいる場合、農業生産法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど、農業生産法人と関連事業者との関係を証明する書面
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。